

仕 様 書

1 業務名

令和3年度円山動物園ゾウ舎砂入替業務

2 業務概要

本業務は、札幌市円山動物園のゾウ舎オス側屋内放飼場で使用している砂をオス側屋外放飼場に搬出し、円山動物園ゾウ舎横に堆積されている砂をオス側屋内放飼場に搬入する業務である。

3 業務履行期間

契約締結日から令和3年9月15日（水曜日）まで

4 業務対象施設

札幌市円山動物園 ゾウ舎（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

5 業務内容

(1) 搬出搬入（別紙図面参照）

ア ゾウ舎オス側屋内放飼場から屋外放飼場へ搬出	約 200 m ³
イ ゾウ舎横砂堆積場からオス側屋内放飼場へ搬入	約 230 m ³

(2) 搬出搬入作業

- ア 砂の搬出搬入はホイールローダー等を使用すること
- イ 屋内放飼場への砂の搬出搬入の際、備品、施設、設備に破損等が生じないように必要な養生等を行うこと
- ウ 搬入に必要な車両、機械等は全て受託者が用意すること

6 業務工程表

受託者は委託者と協議し、業務工程表を作成の上、業務を遂行すること。また、作成した業務工程表は、作業開始前に委託者に提出すること。

7 現場代理人

現場代理人及びその代理を務める者を定め、携帯電話等の所持を必須とし、緊急時に備え、常に現場代理人等（代務者）に連絡が取れるよう緊急連絡体制を組み、委託者に届け出ること。

8 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

9 その他

- (1) 業務の実施にあたり、動物の状態、園内工事、天候等により、委託者の判断で、作業の中断及び履行期間内の他の日への作業実施日を延期する場合がある。また、同じ理由により施行範囲や施行方法等を変更する場合は、委託者と受託者の間で協議するものとする。
- (2) 受託者は業務の実施にあたって備品及び設備、掲示物等を棄損した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。
- (3) 本業務の履行に於いては、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本仕様書について不明な点がある場合は、委託者と確認の上、業務漏れがないようにすること。
- (5) 園内は全面禁煙であるため、敷地内のいかなる場所でも喫煙しないこと。
- (6) 業務の履行にあたっては、委託者と十分協議のうえ進めること。
- (7) 業務完了後は、完了届とともに業務写真を提出すること。
- (8) その他詳細については、委託者の指示によるものとする。